

学校いじめ防止基本方針

(1) 本校の基本方針

本校の教育目標である「よく考え進んで学ぶ子、明るくおもいやりのある子、粘り強くたくましい子」を具現化し、社会に貢献できる人間を育成することを目標に、誰からも信頼される学校を目指す教育活動を展開している。

そのために、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるように、いじめの防止に向けた日常の生徒指導体制を設定し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) 基本的な方向

本校は、近年、各学年に生徒指導の問題、教育相談等の課題を抱えた児童が多数おり、学習面や生活面での課題が多々ある。また、先輩後輩の上下関係が馴れ合いな傾向があるため、学年を超えての些細なトラブルもある。また、上級生になるにつれ素行に乱れる傾向があり、時には、授業への支障も出るほどである。このような状況を改善するために、強力なリーダーシップを発揮する校長の下で、児童一人一人が安心・安全に学校生活を送れることを第一にした生徒指導を軸にした全教職員体制で取り組みを継続する。

夏期休暇中の職員研修では、校内研修の位置づけをし、全職員で児童生徒と学校の現状と課題を挙げ、それらへの対処法や共通確認を行う。そこで取り決めた共通事項を始業開始はじめから徹底的に取り組む。全教職員が同じ基準・判断で児童生徒を見守ることで大きな変化を遂げている。

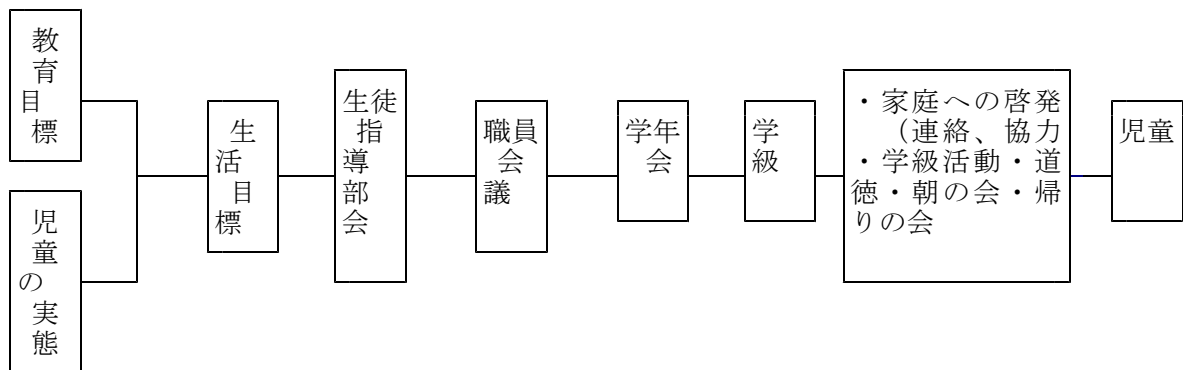
このように全教職員体制によって、児童生徒へ生徒指導を行うことで、児童への関わりや信頼関係も構築されていく。どのような状況下であっても、いじめを決して起こさないためにも、以下の生徒指導体制を築き、取り組む必要がある。

(3) いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

① 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の生徒指導体制及び管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成される教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び関係機関を定める。

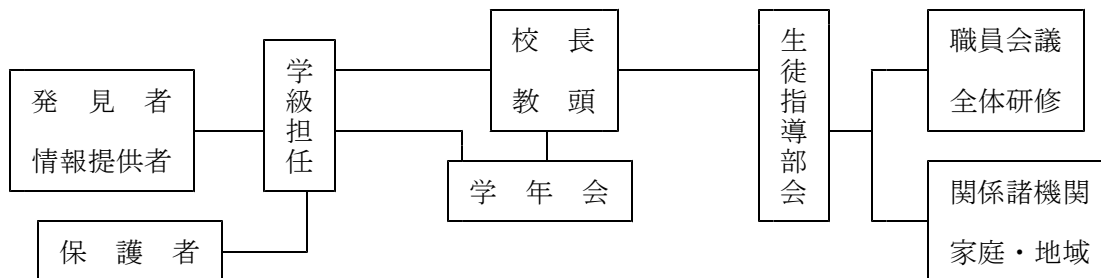
イ、日常生活における指導体制（学校のきまりや基本的な生活習慣等）



ロ、問題傾向のある児童への指導体制（不登校、学業不振、情緒不安定等）



ハ、突発的な問題行動に対する指導体制（万引き、喫煙、家出、校外への飛び出し、金銭せびり等）



また、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめや不健全な行動を見逃さず、早期発見のためのアンケートを毎月実施する。

②未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る組織を年間の指導計画を定める。

月	取り組み事項	10月	アンケート、A部会
4月	共通確認（全職員）	11月	アンケート、A部会、教育相談
5月	アンケート、A部会	12月	アンケート、A部会、共通確認（全職）
6月	アンケート、A部会、教育相談	1月	アンケート、A部会
7月	アンケート、A部会、共通確認（全職）	2月	アンケート、A部会
8月	アンケート、A部会	3月	アンケート、A部会、共通確認（全職）

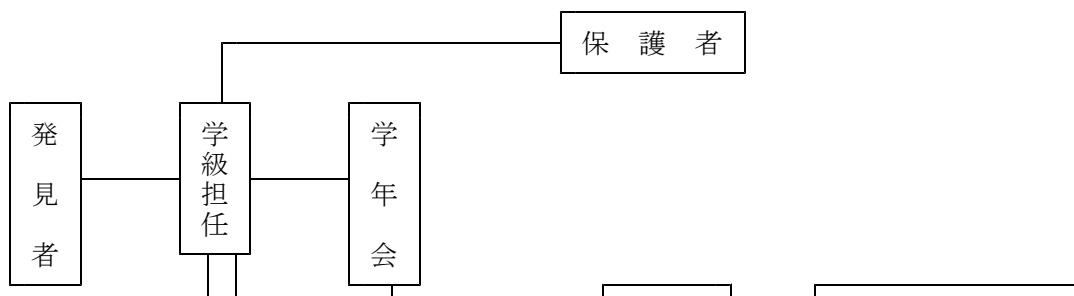
※4・7・12・3月の共通確認とは、学級、各学年の問題行動及び気になる児童生徒についての情報交換の場とする。

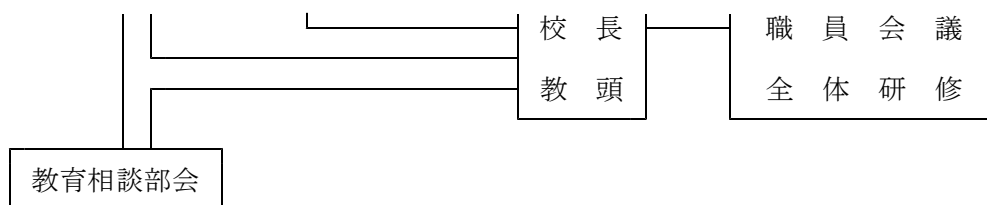
※毎月のアンケートから、指導対応が必要な事案をA部会で図る。必要があれば、職員会議にて事案への対応を検討する。

③いじめに対する指導体制

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

二、いじめに対する指導体制





(4) 重大事態への対応

① 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況を以て判断する。

本校の場合、例えば身体に重大な障害を負った場合、心理的・精神的に過度なストレスを感じ被害を子おむった場合などのケースが想定される。

「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、学校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめの現状が把握され、重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校長が判断し、適切に対応する。

② 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。(那覇地方法務局内、沖縄県保護司連合会・沖縄県人権擁護連合会)

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

(5) 注意事項

- ・ 問題行動が軽微な場合でも、問題がそれ以上発展しないような指導を行うように努める。場合によっては、管理者と連携して指導にあたる。
- ・ 児童の健全育成に著しい支障を生じる事案があった場合には、児童の人権を侵害しないことを前提に、当事者及び全職員の共通理解のもとに連携して指導にあたる。
- ・ 生徒指導部会とは、学校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、生徒指導部（各学年より）教務主任、養護教諭、教育相談支援員で構成する。必要に応じて関係する学級担任、学年主任を加える。

尚、教育相談部会も同じメンバーで構成することとする。

- ・ 問題行動のある児童には、全職員に空き時間を割り当て、相談・指導にあたる。
- ・ 策定した基本方針については、学校評議委員会やPTA総会をはじめ、家庭訪問、学級懇談会、個人面談などあらゆる機会を利用して、保護者や地域と連携し情報交換及び積極的な聴取を図る。

4 全体構想

